

全日本実業団剣道連盟規約（案）

改 正 要 旨

- 第 4 条 地域連盟の支援
- 第 5 条 名誉会員の条を削り、第 12 条名誉会長以下に統合
- 第 10 条 顧問、参与を第 12 条に統合
- 第 11 条 会長、副会長は理事の互選
- 第 12 条 名誉会長以下の定
- 第 16 条 理事監事の選任方法
- 第 18 条 役員の任期と名誉会長以下の任期
- 第 21 条 会長総会の権限に一部改正
- 第 24 条 理事会の構成議決の第 22 条準用
- ◎ 地域連盟に対する規定削除

以 上

全日本実業団剣道連盟規約

第一章 総則

(監事)

(任期)

(監事)

理事は会員総会において選出する。

(名称) 第一条 本連盟は全日本実業団剣道連盟と称する。

(目的)

第二条 本連盟は剣道を通じて産業人の人格と、体位の向上及び相互の親睦を計り、もつてわが国の産業振興に寄与することを目的とする。

(所在地)

第三条 本連盟の所在地は、東京都千代田区有楽町一丁目九番地第一生命館内とする。

(事業)

第四条 本連盟はその目的達成のため左の事業を行う。

1. 全日本実業団剣道大会

2. 地域別実業団剣道大会

3. その他必要と認めた事項。

(会員)

第五条 本連盟の会員は左に掲げるものである。

1. 正会員

2. 名誉会員

3. 賛助会員

4. 正会員

5. 賛助会員

6. 正会員

7. 名誉会員

8. 正会員

9. 賛助会員

10. 正会員

11. 賛助会員

12. 正会員

13. 賛助会員

14. 正会員

15. 賛助会員

16. 正会員

17. 賛助会員

18. 正会員

19. 賛助会員

20. 正会員

21. 賛助会員

22. 正会員

23. 賛助会員

24. 正会員

25. 賛助会員

26. 正会員

27. 賛助会員

28. 正会員

29. 賛助会員

30. 正会員

31. 賛助会員

32. 正会員

33. 賛助会員

34. 正会員

35. 賛助会員

(理事)

36. 第一章 総則

37. 第二章 会員

38. 第三章 役員

39. 第四章 理事

40. 第五章 経理

41. 第六章 地域連盟

42. 第七章 附則

(監事)

監事は本連盟の經理を監査する。

(幹事)

監事は理事長の指名により会長これを選任する。幹事は理事長を輔けて会務の運営にあたる。

(任期)

第一七条 監事の任期は選任された年次の全国大会終了のときから、翌年の年次大会終了のときまでとする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第一八条 役員の任期は毎三年目に更改するものとする。

第一九条 本連盟の会議は会員総会及び理事会とする。

(会員総会)

第一〇条 会員総会は本連盟の最高議決機関であつて、年一回会長これを召集する。但し必要ある場合会長は臨時にこれを召集することができる。

(会員総会の権限)

第一一条 会員総会は左の権限を有する。

(理事会)

第一二条 理事会は本規約に定めたる権限を行ふ他、会務の運営につき協議する。

(理事会の構成及び運営)

第一三条 理事会は本規約に定めたる権限をして議事に参加する。理事会の議決については第一八条の規定を適用する。

第一四条 会長、副会長は理事会の構成員として議事に参加する。理事会に出席せしめ、出席理事の承認を得て意見を述べさせることができる。

第一五条 理事長が必要により隨時理事会を召集する。

第一六条 理事長は必要と認めた場合は、役員以外の関係者を収入をもつてこれにあてる。

第一七条 会員総会において決定する。

第一八条 会員総会における経理の運営の細部については別に定める。

(会計年度)

第一七条 本連盟の会計年度は毎年四月一日に始まり二月二十一日で終る。

(賛助会員)

第八条 理事会の決議により、本連盟の目的と事業に賛同して定めたる賛助をする団体または個人を賛助会員とする。

(入会)

第九条 第六条に定める資格を有するものが入会しようとするときは、理事会の承認を得ることを要する。

(会員の権利)

第一〇条 正会員は会員総会に出席して議事に参加することができる。

前項の決議は毎三年目に更改するものとする。

(役員)

第一條 本連盟に左の役員をおき名譽職とする。

会長 一名 副会長 若干名

顧問 若干名 参与 若干名

理事長 一名 理事 若干名

監事 若干名 幹事 若干名

(会長、副会長)

会長は本連盟を統理する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。副会長は理事会で推挙する。

(顧問、参与)

顧問は本連盟の最高諮問機関とし、参与は重要な事項につき会長の諮詢に応ずる。

顧問、参与は理事会の推挙により、会長に任命される。する。

(理事長)

第一四条 理事長は会務一般を主宰する。

理事長は理事の中より会長これを指名する。

(理事)

第一五条 理事は理事会を組織し会務を遂行する。

第一八条 本連盟の加盟団体は、理事会の承認を得て別項に

定める地域連盟を組織し、本連盟規約第四条第一号に掲げるに掲げる地域別実業団剣道大会を行うことができる。

前項の地域は北海道、東北、関東、中部、近畿、中國、四国及び九州とする。

本連盟が必要と認めた場合は、地域連盟に対しても援助することができる。

第七章

雜

則

(規約の改廃)

第三〇条 本連盟規約の改廃は理事会の提案にもとづき会員総会において決定する。

(会員の失格)

第三一条 会員は会員の納入を怠り、又は会員たるの名誉を毀損し損したる場合は、理事会の決議により会員の資格を失う。

前項の決議は次回の会員総会に付議して承認を求めるべきならなる。

以上

昭和三十三年 九月一〇日改正
昭和三十九年 十一月 七日改正